

平成 25 年第 1 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 3 月 18 日

谷口委員

前回のこの委員会で I C T の推進体制についてお伺いをしました。その中で概略図について、もう少し分かりやすくということで図面を用意して、今日新しい概要図が提出をされております。C I O の位置付けについてもこれで明確化されておりますし、図も細かなところは削って、分かりやすくしてあり、高く評価しております。

今日午前中に C I O からお考えについてお話を伺いしましたが、その中で様々な具体的な取組についてもお話がありましたが、その中で、最後の方に、新しいことをやるということは、民間であれどこであれ、どの組織であっても様々な抵抗があるが、頑張っていきたいというお話がありました。

最後に、前回の質問を含めて、最後のまとめとして、是非、総務局長にそうした今回の I C T の推進における意気込みをお伺いしたいと思います。

総務局長

今回のいろいろな形での I C T の推進という電子化を推進していくための意気込みということです。まさに情報通信技術というのは、日進月歩というか、本当に日々で変化をしている、そういった中で私どもも去年使っていたものが今年になって、昨日になって全く変わってしまっている、こういうことも十分想定されるわけです。これからは更に技術がものすごいスピードで進んでいく。その中で私ども行政機関も改めまして超スピードで効率的な執行体制をとりつつ、その際にやはり新しい最新の情報技術を導入していくという発想、これを入れていかなければいけない。その際にはいろいろな意味で戸惑いがものすごくあると思うんです。私自身も様々な言葉を聞いてもそうですし、一つ一つの民間での取組についても非常に戸惑いがある、本当にできるかなというような戸惑いがありますが、やはり我々の思いとしては効率的な執行体制をつくり、そして県民の方たちにいろいろな意味でのサービスを提供していく、そしてまた神奈川が正にスマートというような形での県としての体制を築き、それがまたある意味での経済の発展につながっていく、そのようなことを期待して、何とかしてこれを新しい方向の体制、そして C I O の知恵を借りながら、県庁全体一丸となって取り組んでいきたい、そのように思っております。

谷口委員

是非、目的は I C T を導入することではなくて、あくまでも業務のスリム化、効率化、そして県民皆さんへの利便性の向上、これが目に見える形で出てくるのが大事だと思いますので、何としても目に見える形の成果を出していくようお願い申し上げます。

続いて、緊急財政対策について、若干お伺いをしていきたいと思っております。

まず、最初に、P P S のお話がありました。今回かなり多くの 1 億 5,000 万円の

経費削減に取り組んだという記載がありますが、何点かお伺いしていきたく思います。

県でのこれまでの P P S の調達状況についてお伺いしたいと思いますが、どういった施設でどの程度の調達をしてきたのか、確認したいと思います。

総務局総務課長

県における P P S 導入の経緯ですが、この P P S そのものは平成 12 年に電気事業法の改正によりまして、電力小売の自由化が実現されたことに伴ってできた企業体です。これまで本県では、平成 16 年度以降 P P S からの電力の調達を実施してまいりました。最近の年度で申し上げますと、平成 22 年度は 16 の県施設、平成 23 年度は 15 の県施設で P P S からの電力調達を実施しております。

一方で、平成 24 年度ですが、年度当初の段階では P P S から電力を調達できたのは二つの施設でして、具体的に申し上げますと総合防災センターと県立図書館、年度の当初だけで二つの施設にとどまったという状況です。

谷口委員

なぜ平成 24 年度は二つにとどまってしまったのか、その主な理由を教えてください。

総務局総務課長

二つの施設にとどまった理由ですが、大きな要因としましてはさきの大震災以降、恒常的に電力の供給不足が続いてきたという状況がありました。そうした状況の中で P P S とユーザーである民間企業との契約交渉の時期が、これは本県の入札時期が例年 2 月ですが、これよりも民間企業等の取引の方が早かったという状況がありまして、民間需要に応じているうちに行政部門への入札に応じられなかった、そういうのが主な理由だというふうに承知しております。

谷口委員

それを受けて、平成 25 年度はどの程度まで調達できるようになったのか、確認させてください。

総務局総務課長

平成 25 年度の電力調達ですが、今年の 1 月に電力調達の入札を実施しました。その際には 98 の県有施設で入札を実施しまして、このうち 85 の県有施設において入札が成立しました。結果的にこの 85 の県有施設において P P S からの電力調達をできるということになったわけですので、これによる電気料金の節減額は約 6,600 万円です。

一方で、昨年 10 月、平成 24 年 10 月から県立学校 160 校で既に P P S からの電力調達を実施しておりますので、これも含めると電力料金の節減額は全体として約 1 億 5,000 万円というふうになる状況でして、これによりまして、平成 25 年度は知事部局と教育委員会合わせてこれは 272 の県有施設がありますが、このうちの 9 割に相当する 244 の施設において P P S から電力を調達することが可能となるという状況でして、これに警察本部の 1 施設を含めると県有施設全体の P P S 導入は 245 というふうになります。

谷口委員

かなり平成 24 年度に比べて平成 25 年度は調達できる施設が大幅に増えたということなのですが、それについてはまた後でお伺いしますが、PPSってすごく良いことばかりのような、そんなイメージもあるんですが、そのメリットと、それから、一方でやはりデメリットについてもこれはしっかり考えておかなければいけないと思うんですが、メリット、デメリットについてお伺いしたいと思います。

総務局総務課長

メリットは、先ほど申し上げましたように東京電力から調達するのに比較して、やはり電力料金が安いということでして、先ほど申し上げたような 245 の施設を合わせますと約 1 億 5,000 万円の節減になるという点が一つです。

一方でデメリットですが、やはり PPS は東京電力のようないわゆる一般電気事業者と異なりまして、大型の水力発電でありますとか、あるいは石炭の火力発電といったような長期間継続して発電できるような施設を持ち合わせておりません。また一方で PPS が所有して、あるいは契約している発電所には、やはりコスト削減を図るために需要の少ない夜間は運転を一部やめているという PPS もあります。したがって、夜間に確保している電力が少ないという状況がありますので、昼夜を問わずに電力を使うような施設、例えば警察のような施設においてはなかなか PPS からの電力調達をするというのも難しいという面があります。

谷口委員

今デメリットのお話もありましたが、例えば今回平成 25 年度は 1 億 5,000 万円、前年は少し分からないですが、施設が本当に数少なかったのでもそんなに削減効果が平成 24 年度はなかったと思うんです。この辺の毎年の電気料金が若干上振れ、下振れすることについての対応というのはどういうふうに考えてますか。

総務局総務課長

電気料金そのものは、今の東京電力もそうですが、一定の原価をベースにして、その分に利益を上積みして料金を設定するというのが通常ですし、当然のことながら、為替相場、あるいは原油価格の動向に左右されますので、やはり一定の契約をした後も電力価格というのは増減するという傾向があります。これに対して、私どもとしては電気料金の節減を図るために、今回やったような PPS からの電力調達を更に拡大していくといった点と併せまして、節電の努力を継続的に行うことによって、経常的な経費である電気料金の節減に結び付けていきたいというふうに考えております。

谷口委員

最後に、先ほど伺った、今回大幅に 85 の契約が成立して、平成 24 年度に比べると相当というか、大幅な伸びがあったわけですが、どうしてこういうふうにできたのか、最後に確認します。

総務局総務課長

来年度の電力調達に当たっての工夫ということですが、平成 24 年度は年度当初の段階で P P S から電力調達をできた施設が二つの施設にとどまったということがありましたので、電力調達に当たりまして、まずその原因を分析すべく P P S に対するヒアリングを実施しました。その結果、P P S が入札の単価を検討する際には、一つは負荷率、二つ目として入札の時期という、その二つの要素が重要な判断要素になるということが確認をされたわけですし、このうちの負荷率と申し上げますのは、使用可能な電力の総量に対して実際にどの程度の電力を使用しているかという割合でして、いわば施設ごとの電力の使用率ともいえるべき数値であります。負荷率については昼夜を問わず電力を使うような施設は高い傾向にあります。一方で P P S は、先ほど申し上げましたように夜間に確保している電力量が少ないので、この負荷率が高い施設への入札に対しては消極的だという意向が示されました。一方で、入札時期に関しましては、県の電力入札は例年 2 月に実施をしておりますが、民間企業とその電力の供給の交渉をするのはもっと早い時期にやるということですし、入札時期が 2 月ではなく、もっと早ければ、県の入札にも応じられる、そういう意向も併せて示されたところです。

こうしたヒアリングの結果を踏まえまして、今回、平成 25 年度の電力調達に当たりましては、一つは、負荷率の高い施設と低い施設を組み合わせ、グループ全体の負荷率を一定程度に抑え込む、それによって、P P S の入札に参加しやすいような負荷率を一つ設定するという点があります。もう 1 点は、例年 2 月の入札時期を今回 1 月に前倒しをしまして、P P S が入札に参加しやすいような環境を整備して、P P S からの電力調達の拡大を図っていく、そういう状況です。

谷口委員

負荷率の高いところと低いところをグループ化して入札しやすくする、また、時期を早くすることによって入札しやすく、こういう工夫を重ねられて、今回全体で 1 億 5,000 万円の経費削減に取り組んだということ、緊急財政対策の中で補助金や県有施設等の見直しが行われている一方で、私はこういうきちんと成果の出る取組というのは本当に大事だと思っていますので、引き続きこの P P S についてはしっかりと取り組んでほしいと要望します。

鈴木委員

私の方から、いよいよ最後の定例会になったので、緊急財政対策、今お話がありました関連で一、二聞かせてください。

一つは、ベーシックな質問で恐縮ですが、緊急財政対策本部というのがありますよね。意思決定機関の中に、ここの構成員ってどうなっているのか。

予算調整課長

緊急財政対策ですが、緊急財政対策本部の本部長、これが知事です。以下副知事、それから、関係部局長によりまして緊急財政対策本部がなっていくということです。

鈴木委員

それはどれくらいの頻度で開かれるんですか。

予算調整課長

月に一度とか、そういう決めはありませんが、既に十数回開催しておりまして、それぞれ、例えば緊急財政対策を取りまとめるときですとか、あるいはそれを進めるための意思決定をする場合ですとか、それぞれの適宜必要な時期に開催するという認識でいるところです。

鈴木委員

今、その会合の中で、10回の中で何回か、例でいいですが、どんなような内容を討議されていらっしゃるのか。

予算調整課長

最近の例ですが、緊急財政対策としまして、例えば8月の第9回、第10回、平成24年8月14日、23日ですと、かながわ県民センターの在り方等について検討したところです。また平成24年10月17日には神奈川県の緊急財政対策、これを決定するというときに併せて開催をしているところです。

鈴木委員

その県民センターの在り方のところではどのような式次第になっているの、中身は、時間はどれくらいですか。

予算調整課長

次第としては、今直ちに当日の次第が手元にあるわけではありませんが、基本的には時間としては30分から1時間程度開催したというふうに記憶しております。

鈴木委員

30分から1時間の会議の実際にテーマ、また、実質的にその中の資料、これはどこが作成しているのですか。

予算調整課長

その時々々の議題に応じまして、例えば県民センターであれば関係するセクションの県民局ですとか、そういったその議題に応じて、その議題を所管するセクション、そちらが作成しているということです。

鈴木委員

例えば今般図書館等々がありましたね、図書館問題というのが、図書館がなくなる、なくならないというような話で、最後は結局復活ということがありましたが、こういったときの緊急財政対策本部の中で出される資料というのは、どういう資料が関係各位の方に渡されるのですか。

行政改革課長

今回の県立図書館の関係ですが、緊急財政対策本部の中の議論としては、今回、議会の方にも示しました、記者発表もしましたロードマップ、県有施設の見直しロードマップについて、個別の施設の一覧、この形で資料として提出します。

鈴木委員

今私が言ったのはそういうことではなくて、実質的に図書館も、また県民センターも一時期廃止というような話で進んでいました。その意思決定はどなたがされるのか。緊急財政対策本部なのか、知事なのか、どなたが最終決断をされるの

ですか。

予算調整課長

緊急財政対策として、緊急財政対策そのものを策定するのは緊急財政対策本部でして、その本部長たる知事です。それ以外にそれぞれの施策、対策に基づいて実施する事業なり何なり、これについては各局を中心として、最終的には知事が決定する、こういった構造になろうかと思えます。

鈴木委員

ということは、例えば図書館、県民センターだとかというときには、所管の県民局なり何なりがこれこれ、こういう資料ですよというふうにする。教育委員会なら教育委員会でこういう資料を上げて、それを、よし、廃止しろ、廃止ではないというようなことを決めるという、そういうプロセスでよいのか。

予算調整課長

個々の事業なり、あるいは施設につきましては、やはりその施設なり事業を所管する部局、これが最もその事業なりに通曉しているわけですから、その基本的な方向性なり何なり、これについてはまずはその局なりが意思を確認して、検討し、その状況を緊急財政対策本部に報告なり、あるいは諮るという形をとっていくものです。その上で、情報なり、基本的な方向性、これを緊急財政対策本部で検討し、最終的に緊急財政対策として決定していく、こういうプロセスをたどるといふふうにお考えください。

鈴木委員

そんな細かくしなくていいから、手短かにお願いします。要は私の言っているのは基本的に各部局が上げます。そうしたら、それを財政対策本部の方で、要するに知事を中心として、はい、これはやめましょうねという形で決めるということよろしいですか。

予算調整課長

緊急財政対策の方向性としては、おっしゃるとおりかと思えます。

鈴木委員

だからそんな時間がないんだから、ストレートに言って、個々の案件はどうされるのですか。個々に出ているわけだから、県民センターだって、今度は図書館だって、こういうのはどうされたのか、それを教えてください。

予算調整課長

基本的には緊急財政対策本部で方向性が決まったというふうにお考えください。

鈴木委員

それでは私ちょっと聞かせていただくんだけれども、先週行われた予算委員会でうちの亀井委員が質問をしました。30分の質問で大変時間が短くて、私も傍聴していたんです。その中で、最後の方に、図書館をしっかりと残したらどうなんだろうかと亀井委員が言った。それに対して、知事からはこういう答弁が返っております。今回見直しという中で様々な議論をしていただきました。その中で今結果をこうして立ち戻ってみてよかったなと思っているところであります。実は

この話のプロセスで、私自身がデータを見てびっくりしたんですが、県立図書館は全然使われてないということでした。県内の公立図書館に占める県立図書館の貸出図書の割合というのは何と 0.36%しかないということでありました。その数字を見たときに、県民の皆さんが余り使っていないのだったら、要らないのかなと思ったところでありました。しかし、そういった議論の中で、やはりこれはとても大切なものなんだという様々な議論が沸き起こりました。そしてこの県立図書館、特に川崎の図書館というのはどういった図書館だったのかということ、それを皆さんが大きな声で言うてくださるようになって、それだけの専門性を持った図書館だったんだなということを今回の議論を通じて理解された方というのはたくさんいらっしゃるなと私は思う次第でありますと答弁されている。

そうすると、ここで、ではトーンが低かったら、県立図書館は廃止されたのかという論議になるわけです。言っていることはおかしくないですよ。トーンが上がったから、本来なら 0.3 の、こうなると文教になるからそれ以上私は言わないが、基本的に川崎の図書館というのは滞在時間だったら、絶対神奈川県随一です。訪問者数でやるから 0.3 とかなんです。一体あなた方は緊急財政対策本部というところで扱っている数字というのは何からきている、そしてこの一つ一つのジャッジメントというのは何を基準に決められているのか。

行政改革課長

一つ一つの数字につきましては基本的には所管している局、また所属の方から上がってきた数字を局の方で検討している中で整理して、こういった形でロードマップなり方向性なりという形で、緊急財政対策本部で整理しているものです。

鈴木委員

立派な答弁だと思います。ですが、県立図書館、県民センターは、大変な論議が起こった。そのとき当局がどういうデータを緊急財政対策本部に出したかということが問題である。例えば滞在時間というようなものがあつたら知事のこんな答弁にはならない。一体当局は何を基準に、これをつくって、そして何を基準に一つ一つを出しているわけ、あるなら、皆さんに出してもらいたい。それを出せば、きっと県民の方々はみんな安心する。最初は県民センター、次は図書館、この次何がくるんだという話にならないか。私はここのもって心配していることは、要するに当局が何を基準にこの緊急財政対策本部そのもの自体、一つ一つのプロセスを進めているのかという、その基準というのを教えてください。

行政改革課長

県有施設等の見直しの基準ということですが、それぞれいろいろな対応、性格があります。それを一律の基準で、例えば利用者数、これだけ減ったらここは廃止とか、そういった基準、なかなか線は引けないものと考えております。一つ一つの施設について、総合的にいろいろ利用状況とか、費用対効果、そうしたものを含めて、また施設の老朽化の度合い等も含めて検討して整備したものです。

鈴木委員

立派な答弁だと思います。では、あなたはこういって聞かれたらどうしますか、

何で図書館というのは復活したのか。

行政改革課長

教育委員会の中の検討において、利用状況等で一旦判断したのですが、市町村の図書館長との話合いとか、また、そうしたいろいろな御意見を聞いて、県の教育委員会として今回方針を、判断を変えて検討していこうという方向になったというふうに承っております。

鈴木委員

今一つ一つ答える必要はないと私は思います。では、県民センターはどうか。

行政改革課長

県民センターにつきましては、この常任委員会でもいろいろ御議論いただきましたが、やはり横浜に立地しているという利便性と、また、あれだけの施設を他に代替するものが現にないということと、今の間借りしている県の施設もあります。そうしたところで総合的に判断して、結論になったものです。

鈴木委員

今言った総合判断というのはどういう判断ですか。総合判断なんていう曖昧な言葉で言わないで、どういう判断でもってなされたのか。

行政改革課長

県民センターにつきましては、やはり立地の利便性というのがまず一つ考えられます。また、現に今県有施設、いろいろ間借りをしているところもありますので、そうしたところでの財政的な効果、あと、その県民センターを廃止したときにそこにある機関をどこへ移すかということ、そうしたところも判断の観点でした。

鈴木委員

総務局長、どうなんですか。私はこの中でもって基準というものをまず明確にしなければ、県民の方々に納得いく答えが出せないと思います。

総務局長

施設のいろいろな在り方の判断に、ある意味で単純に基準というものが出来、利用率が幾つだとか、その場合はどうするという、なかなかこれは難しい部分だと思います。そもそも利用率が低くても、県の事業として維持していかなければならない施設も当然あります。今求められているのは県の施設としてあった場合に、もう一度ゼロから見直して、県がきちんと県の役割を担っていく必要があるのか、そしてまた他にこれが例えば市町村、民間の方でやっていただけたところがあるのか、そういうことを今全体の方向性を整理しているところです。

先ほどの県民センターについても、廃止するという打ち出した記憶は私はありません。当時の在り方の中で、今ここであれだけの大きなお金をかけても、そのときに改めて県民センターをどうするかということ、今調整をしているところでもあります。そういった中で、当面、県民センターの施設は残しつつその有効活用をしていくという、また、図書館についても教育委員会の中で、図書館全体そのものをどういう機能を残しつつ今後展開していくかということで、次の展開



を教育委員会の中で議論をして、そういうふうに私ども理解をしておりますので、そういった中の結論はまた今後改めてお示しをしていくということになろうと思えます。

鈴木委員

言葉を返すようですが、もう一度、知事の話の中に 0.36%だからいいと思ったと知事もおっしゃっている。これは一つの基準でしょう。入っているか、入っていないかという問題です。これをもって切られて、県立図書館等々というのは廃止になっていたわけです。ところが、それによって世論が上がった、世論がここで押し上げたということを知事がおっしゃっている。ということは、きちんとした対策、基本的な、要するに何を基本として見直しが行われているのか、また、行っているのかということを知民に見せなかったら、不安ではないんじゃないのか。

総務局長

私どもの認識として、利用率が低い、知事がそうおっしゃったということは承知しているところであります。ただ、その際にそれだから廃止をするというふうに言っているというふうには私どもは認識しているところではありません。

その中で、県立図書館をどういう在り方でこれから検討していくのかということだと思えますので、私どもの認識はそういう中で引き続き県立図書館の在り方、川崎の図書館と併せまして集約化を含めた機能の特化、そういうものを引き続き検討していくということと考えているところであります。その中で川崎については改めて川崎地区内で立地していくというふうに今方向性が示されているというふうに思っているところです。

鈴木委員

簡単な質問です。私が傍聴に来ていて、発言を求められた。それはあり得ないことですが、許された場合、そしたら、今まで県立図書館というようなものの廃止ということで新聞等でも報じられて、ある意味では廃止というような流れでいっていた。これが今般、廃止というようなことではなくなった。その理由は何ですかと聞かれたら、どう答えられるのか。

総務局長

県立図書館を廃止ということで私ども当局の方からこれを打ち出したというより、むしろ緊急財政対策の中では、廃止ということではなくて、その在り方、集約化についてどうだということでも検討を進めてきたというふうに私は認識をしているところです。ただ、その外へ向かっての打ち出し、また、受け止められた方は逆に廃止というふうにとられたとすれば、私どものメッセージの伝え方が場合によっては悪かったというふうに認識をしているところです。

鈴木委員

総務局長、そういう言い方はないんじゃないのか。それだったとしたら、これだけの何時間もかけて県立図書館のこと等々について議論したことってというのは一体何だったの、予算委員会を含めて。ついこの間まで、当局はそういうふうな

ことに対して、そうじゃないんだというメッセージがないまま、ずっと新聞等で報じられたままきている。それを急きょそういうものはありませんということでもって本会議場で答弁があつて、それは現実に私たちが見ていた事実です。いいですか、なくなったというのは、大丈夫ですよということを本会議場で知事は言っているんだということは、そういうようなことと言い回しが良いとか悪いとかという問題ではなくて、県民を巻き込んだ図書館問題というふうになっていって、実質的に本会議場で知事がそういう答弁をすることによって、もう一度図書館というのは復活したんだというふうに私は理解しておりますが、そのとき、だから前から言っているように、ではなぜ復活したんですかという質問が出たときにどう答えるんですかということをご真正面から答えてください。

総務局長

川崎の図書館については、その場所で、たしか平成 29 年だと思いましたが、存置ができないということ、これは発言のとおりです。そういった中で、県立図書館と川崎の図書館を併せて、全体の県民へのサービス提供がどうあるのかということの中で、改めて川崎図書館については川崎市内に、場所は未定ですが、その機能を残していくということ、県立図書館については現時点において、その川崎との集約化、機能の集約化も含めて、これからの図書館の機能の在り方、これを今検討しているというふうに理解しているところです。

鈴木委員

私は答えになってないと思います。基本的に今私がお聞きしたいのは、この基準というものを明確にしなければ、第二、第三の図書館問題が出てくると私は言いたいわけです。何を基準にして、一つ一つ推し量って結論を下されているのか。これを県民の方々が聞かなければ、1,300 の施設全部どうなるんだという話になっていった中で、当局がロードマップと称して、検討だけで廃止だとか、書いてあるが、これは当局の一方的な話でもって、では何に基づいてそれが行われたのかというような基準というのはあつてしかるべきではないですか。それはある意味で持っているのかどうかだけ答えてください。

総務局長

数値的な基準という意味では私ども現時点では持ち合わせておりません。

鈴木委員

だったら、ここで知事がおっしゃった 0.36 というのは随分低いなというようなことについて、この一つの数字ですよ。そうすると、0.37 だったらいいのか、0.38 だったらいいのかという問題と同時に、前から僕は言っているが、図書館問題についても入館数である意味廃止等々というのは決められたのかというような話になっていった場合には、何をもちいてそれに対して反論されるんですか。

総務局長

単に入館数というようなことのみで検討しているわけではありません。いろいろなサービスの提供の方法、県民の方の受け止め、そういうことの中で今後の県立図書館の在り方、これを決めていくということになろうと思います。

鈴木委員

総務局長の話は私は聞いているんじゃないんです。知事も含めた緊急財政対策本部というところでどういう結論を出したかと聞いているのです。私が総務局長の個人的感想とか、総務局長の意見を聞いているんじゃない。今もう、緊急財政対策本部で決められたから出ていると行政改革課長も言っている。緊急財政対策本部で決められたんでしょう、最終的に。それは実質的に緊急財政対策本部で決められたとしたら、きちんとしたそういう基準というのがなければおかしい話ではないですか。総務局長はそう思っていませんでした、そんな話は聞いてないですよ。知事が本会議場で答弁をした。それは変えた。それによって新聞にもちゃんと載った。その経緯といったものを例えば県民の方に話をするとき、何をもって基準の話をするんだと聞いているんです。

総務局長

緊急財政対策のところでお示したロードマップの中では、県立図書館そのものにつきましては機能の特化、川崎につきましては県立図書館への機能の特化、川崎図書館への集約化というようなことでお示しをしたということです。

県立図書館については、必要な機能について今後検討するということです。これをお示したことで、その結果として、今後その判断に至ったものを出すときには、最終結論につきましては、引き続き判断に至った経過、数字的なデータなども併せて示します。

鈴木委員

委員長、私はお願いがあるんですが、今、この状況下の中で大変に県民は不安に思っている。最初に県民センター、次は図書館、次は何ですかということが全部出ていった中で、今の答弁、これだけ繰り返したって、申し訳ないが、お立場もあるんでしょうけど、その話を何回聞いたって、私は緊急財政対策本部でどういう結論を出された、きちんとした基準がなければ、これから県民の方が要するに1,300の施設に対して、一体どのような形でやっているのかと出ているわけで、きちんとした書類を要求したいと思います。